第二中「福祉サービスを一元的に」を「福祉サービスを一体的に」に改め、第二の一の1中「ことが必要である」を「こと」に改め、同1の㈠の(1)中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に、「医療圏が」を「二次医療圏が」に改め、同㈡の(2)中「食品衛生」を「食品安全」に改め、同1の㈡の(1)中「昭和二十三年政令第七十七号」の下に「。以下「令」という。」を加え、同㈡の(2)中「地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）」を「令」に改め、同一の2の㈠を次のように改める。

㈠　都道府県の設置する保健所

都道府県の設置する保健所（以下この㈠において「保健所」という。）は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

(1)　健康なまちづくりの推進

ア　市町村による保健サービス及び福祉サービスを一体的に提供するとともに、ソーシャルキャピタルを広域的に醸成し、その活用を図ること。また、学校、企業等の関係機関との幅広い連携を図ることにより、健康なまちづくりを推進すること。

イ　地域の健康課題を把握し、医療機関間の連携に係る調整、都道府県による医療サービスと市町村による保健サービス及び福祉サービスとの連携に係る調整を行うことにより、地域において保健、医療、福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう市町村や関係機関等と重層的な連携体制を構築すること。

(2)　専門的かつ技術的業務の推進

ア　地域保健対策に関する専門的かつ技術的な業務について機能を強化するとともに、地域保健対策への地域住民のニーズの把握に努めた上で、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとともに市町村への積極的な支援に努めること。

イ　精神保健、難病対策、エイズ対策等の保健サービスの実施に当たっては、市町村の福祉部局等との十分な連携及び協力を図ること。

ウ　食品安全、生活衛生、医事、薬事等における監視及び指導、検査業務等の専門的かつ技術的な業務について、地域住民の快適で安心できる生活環境の確保を図るという観点を重視し、監視及び指導の計画的な実施、検査の精度管理の徹底等、一層の効率化及び高度化を図ることにより、食品等の広域的監視及び検査を行う専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

(3)　情報の収集、整理及び活用の推進

ア　所管区域に係る保健、医療、福祉に関する情報を幅広く収集、管理、分析及び評価するとともに、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び地域住民に対して、これらを積極的に提供すること。

イ　市町村、地域の医師会等と協力しつつ、住民からの相談に総合的に対応できる情報ネットワークを構築すること。

ウ　このため、情報部門の機能強化を図ること。

(4)　調査及び研究等の推進

ア　各地域が抱える課題に即し、地域住民の生活に密着した調査及び研究を積極的に推進することが重要である。

このため、調査疫学部門の機能強化を図ること。

イ　国は、保健所における情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究を推進するため、技術的及び財政的援助に努めること。

(5)　市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進

ア　保健所に配置されている医師を始めとする専門技術職員は、市町村の求めに応じて、専門的かつ技術的な指導及び支援並びに市町村保健センター等の運営に関する協力を積極的に行うこと。

イ　市町村職員等に対する現任訓練を含めた研修等を積極的に推進することが重要である。

このため、研修部門の機能強化を図ること。

(6)　地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

ア　健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努めること。また、健康危機管理に関する住民の意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。

イ　健康危機発生時において、保健所は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、患者の診療情報等の患者の生命に係る情報の収集及び提供、健康被害者に対する適切な医療の確保のための支援措置等を図ること。また、管内の市町村に対して法令に基づき、健康危機管理を適切に行うこと。

ウ　健康危機発生後において、保健所は、保健医療福祉に係る関係機関等と調整の上、健康危機発生に当たっての管理の体制並びに保健医療福祉の対応及び結果に関し、科学的根拠に基づく評価を行い、公表するとともに、都道府県が作成する医療計画及び障害者計画等の改定に当たって、その成果を将来の施策として反映させることが必要であること。なお、健康危機による被害者及び健康危機管理の業務に従事する者に対する精神保健福祉対策等を人権の尊重等に配慮しつつ、推進すること。

(7)　企画及び調整の機能の強化

ア　都道府県の医療計画、介護保険事業支援計画、がん対策推進計画、健康増進計画、老人福祉計画、障害者計画等の計画策定に関与するとともに、各種の地域保健サービスを広域的・専門的立場から評価し、これを将来の施策に反映させ、その結果の公表等を通じて所管区域内の市町村の施策の改善を行うほか、地域における在宅サービス、障害者福祉等の保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携、医薬分業等医療提供体制の整備、ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの支援、食品安全及び生活衛生に係るサービスの提供及び(1)から(7)までに掲げる課題について企画及び調整を推進すること。

イ　このため、保健所の新たな役割を十分に担うことのできる人材の確保等を含め、企画及び調整の部門の機能強化を図ること。

第二の一の2の㈡中「(1)を」を「㈠の(1)に掲げる健康なまちづくりの推進、㈡の(2)に、「(2)を「㈠の(3)」に、「(3)を「㈠の(4)」に、「(5)を「㈠の(6)」に、「(6)を「㈠の(7)」に改め、「また、」の下に「政令市及び特別区の設置する」を加え、第二の二の1の㈤中「老人福祉センター」の下に「、地域包括支援センター」を加え、同二の2の㈠中「図る」の下に「とともに、保健所等の関係機関による施策評価を参考として業務の改善に努める」を加え、同2の㈢中「ともに」の下に「、地域のＮＰＯ、民間団体等に係るソーシャルキャピタルを活用した事業の展開に努めること。また」を加え、「及び地域の」を「、地域の」に改め、「医療機関」の下に「、学校及び企業等」を、「図ること」の下に「。なお、当該市町村健康づくり推進協議会及び検討協議会の運営に当たっては、地域のＮＰＯ、民間団体等に係るソーシャルキャピタルの核である人材の参画も得て、地域の健康課題を共有しながら地域保健対策を一体的に推進することが望ましいこと」を加える。

第三の一の1中「努めること」の下に「。なお、医師である専任の保健所長の確保が著しく困難である場合には、保健所長の職責の重要性に鑑み、臨時的な措置として、令第四条第二項各号のいずれにも該当する医師でない地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員を保健所長として配置するように努めること」を加え、同一の2中「地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）」を「令」に改め、同一の3及び4を次のように改める。